

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人から平成 25 年 4 月 14 日付けで提起された生活保護法第 63 条による費用返還決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成 25 年 3 月 13 日付けで行った生活保護法第 63 条による費用返還決定処分は、これを取り消します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 21 年 10 月 16 日、審査請求人（以下「請求人」という。）の兄 [REDACTED]（以下「兄」という。）は、処分庁に生活保護を申請した。申請時、兄は、請求人及び兄の亡母 [REDACTED]（以下「亡母」という。）名義の [REDACTED] 外 [REDACTED] 筆の土地を未相続財産として保有していた。申請時、処分庁には、平成 21 年 10 月 3 日付けの意思確認書（委任状）（以下「意思確認書」という。）を提出した。

意思確認書には、「私は、体調不良のために諸手続きをおこなうことができません。そこで、実の兄弟である下記の者に委託します。また、不動産の処分については諸経費を引いた残額を 3 分の 1 ずつ兄弟で分けることに同意しております。以前に転居により家電製品などを立て替えて頂いている金額に関しても返済いたします。生活保護についても自らの意思に基づき申請し、不動産の売却の決済が出た際には、生活保護法第 63 条に基づき、保護費を返済することに同意します。（以下略）」と記載され、委任者として兄の住所及び氏名が記載され、受任者として請求人及び請求人の弟 [REDACTED]（以下「弟」という。）の住所氏名が記載され、立会人として [REDACTED] の氏名が記載されていた。

なお、請求人の亡母の相続人は、民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という。）887 条の規定により、兄、請求人及び弟の 3 人である。

- (2) 平成 21 年 10 月 22 日、亡母名義の土地 ■ 筆（以下「実家の土地」の所有者が、請求人に変更された。
- (3) 平成 21 年 11 月 10 日、処分庁は、兄の生活保護を申請日の同年同月 16 日より開始することを決定した。
- (4) 平成 24 年 6 月 26 日、実家の土地が ■ 円で売却された。
- (5) 平成 24 年 12 月 8 日、兄が死亡し、処分庁は、同年同月 9 日付けで兄の生活保護を廃止した。

なお、兄は、婚姻歴がなく、子もいないため、民法第 889 条の規定により、請求人及び弟が相続人となる。

- (6) 平成 25 年 2 月 25 日、処分庁はケース診断会議を開催した。土地売却代金 ■ 円より売却に係る諸経費を ■ 円認定し、併せて、税金分（保留分）■ 円を除いた ■ 円を意思確認書に基づき、3 分の 1 で分割した ■ 円を兄の亡母からの相続財産として生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の返還対象額と認定した。この ■ 円から同意書に基づき、弟が立て替えた ■ 円及び固定資産税未払い分 ■ 円を自立更生に要する経費として認定し、それらを差し引いた ■ 円を法第 63 条の返還額とすることを方針決定した。
- (7) 平成 25 年 3 月 13 日、処分庁は、請求人に対し、費用返還決定通知書を発行し、通知した。当該通知書には、「■ 様（■ 分）平成 21 年 10 月 16 日から平成 24 年 12 月 9 日までに、あなたに対して実施した生活保護法による保護について、生活保護法第 63 条の規定に基づき下記のとおり費用返還するよう通知します。記 納付金額 ■ 円 納付場所 ■ 指定金融機関 納付期限 平成 25 年 4 月 30 日 納付理由 平成 24 年 6 月資産活用（土地売却）に伴う収入があったため その他の事項 後日税金の精算に伴う、残金の返還を要する」と記載されていた。

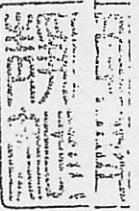
2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、必ずしも明らかではありませんが、処分の取消しを求めています。

- (1) 費用返還額の決定に当たり、弟立替分のうち、■ 円しか認められないことは、不当であり、理由の明示を希望する。

3 処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求め



ています。

- (1) 法第 63 条では、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされており、兄、請求人及び弟には、生活保護開始前に、[REDACTED] 立会いの下、母名義の不動産の売却の決済が出た際には、保護費を返済することについて同意し、「意思確認書」が提出されている。
- (2) 返還額の決定に当たっては、土地売却収入 [REDACTED] 円から土地売却代金に伴う諸経費 [REDACTED] 円及び税金保留分 [REDACTED] 円を引いた後、3 人の相続人で割ると、兄の受け取り分は [REDACTED] 円となり、そこから、敷金や洗濯機等の雑費である、弟の立替分 [REDACTED] 円と固定資産税滞納分 [REDACTED] 円を差し引いて、返還金額 [REDACTED] 円を算出している。

なお、弟の立替分については、敷金、証明書等に掛かった金額以外は、領収書により確認しており、法第 63 条に基づく返還金額は妥当であると考ええる。

4 判断

- (1) 本件返還決定処分は、被保護者の未相続財産処分に伴う返還決定であることから、まず、この点について、検討します。

ア 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定しています。さらに、法第 63 条に基づく返還額については、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。）の問 13-5「法第 63 条に基づく返還額の決定」において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とされ、「次の範囲」としてアからオの 5 項目が示されています。その「ウ」において、「当該収入が次第 8 の 3 の (3) に該当するものにあつては、課第 8 の 40 の認定基準に基づき実施機関が認めた額。」とされており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。）の第 8 の 40 には「自立更生のための用途に供

される額の認定基準」として、「実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更正計画の遂行に要する経費」としてアからコの10項目が示され、その「エ」において、「当該経費が、家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付の貸付限度額に相当する額」とされ、その「ク」において、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」とされています。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。）第8の3の(2)のエの(イ)には、「不動産又は動産の処分による収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）（中略）を収入として認定すること。」とされています。

イ これらを踏まえて本件処分についてみると、処分庁は、被保護者である兄の法第63条に基づく費用返還額を決定するに当たり、土地売却代金 [] 円から、土地を売却するに必要とした諸経費 [] 円及び収入に対する税相当額 [] 円を必要経費として認定し、必要経費を差し引いた [] 円を算出しています。さらに、算出された額を、事前に処分庁に提出された意思確認書に基づき3分の1とした [] 円を兄の資力として認定していることが確認できます。処分庁は、さらにここから、弟の立替分 [] 円及び固定資産未払い分 [] 円を控除した額 [] 円を費用返還額として決定していますが、弟の立替分については、自立更正として認めた経費として認定した額と認められます。

これらの処分庁の返還額の決定について、何ら不当な点はありません。

(2) 次に、本件処分は法第63条に基づく費用返還義務の相続についての処分であることから、この点について検討します。

ア 民法第896条は、「相続人は、相続開始のときから、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。（以下略）」と規定しています。このことから、被保護者である兄が負っていた法第63条による費用返還義務を、兄の相続人である請求人及び弟が承継することについて、何ら不当な点はありません。

イ しかしながら、本件処分に係る費用返還決定通知書は請求人のみに通知され、弟に同様の通知書が送付された事実を確認することはできません。民法第900条第4項において「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あると

きは、各自の相続分は相等しいものとする。(以下略)」と規定されており、兄の財産が請求人のみに相続された届出等が処分庁に提出された事実が確認できないことから、兄の財産は、請求人だけでなく、弟にも承継されると推認されます。請求人のみに費用返還決定通知書を送付し、請求人のみに費用返還義務が承継されることを通知した本件処分は、この点で不適法な処分と判断されます。

ウ また、本件処分は、法第 63 条に基づく費用返還決定であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当するので、行政手続法を踏まえた検討を行います。

行政手続法第 14 条第 1 項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない」、同条第 3 項は、「不利益処分をするときは、前 2 項の理由は、書面により示さなければならない」と規定しています。

なお、不利益処分をする場合の理由の付記の程度については、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することとなりますが、その事実に基づき、どの法的理由により当該処分が行われたか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要であると考えられます。

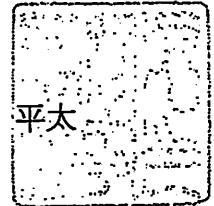
これらを踏まえて本件処分についてみると、費用返還決定通知書には、「1 事実関係」の(7)のとおり、兄の費用返還義務を請求人が相続することについての記載は、請求人の氏名の後に（ 分）との記載はあるものの明記されている事実は確認できません。また、通知文中「平成 21 年 10 月 16 日から平成 24 年 12 月 9 日までに、あなたに対して実施した生活保護法による保護について、生活保護法第 63 条の規定に基づき下記のとおり費用返還するよう通知します。」との記載がありますが、請求人は生活保護を受給しておらず、法第 63 条による直接の費用返還義務を負う者ではないことから、請求人が、不利益処分の内容及び理由を認識することは困難と判断されます。さらに、納付理由欄に記載されている「平成 24 年 6 月資産活用（土地売却）に伴う収入があったため」との記載も、同様に、請求人が費用返還義務を負う法的理由を示した記載ではなく、本件処分理由を、請求人が本件処分通知により、認識することは困難と判断されます。

したがって、本件処分は、不利益処分の理由が示されておらず、行政手続法第 14 条第 1 項に違反する処分であると判断され、違法な処分として取消しを免れないものであると判断されます。

- (3) よって、本件処分取消を求める請求人の請求は、理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成 25 年 6 月 24 日

審査庁 静岡県知事 川勝



平太